

平成23年第4回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成23年12月5日（月曜日）午前9時06分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第5 第49号議案 字の区域の設定及び変更について
第50号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第51号議案 幸田町証紙条例の一部改正について
第52号議案 幸田町暴力団排除条例の制定について
第53号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
第54号議案 幸田町公共駐車場条例の一部改正について
第55号議案 財産の取得について（高度情報化（グループウェア用）パソコン）
第56号議案 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 中根秋男君 | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君 |
| 4番 鈴木雅史君 | 5番 中根久治君 | 6番 都築一三君 |
| 7番 浅井武光君 | 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 |
| 10番 夏目一成君 | 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 大獄弘君 |
| 16番 池田久男君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|------------------|--------|------------------|--------|
| 町長 | 大須賀一誠君 | 副町長 | 成瀬敦君 |
| 総務部長 | 伊澤伸一君 | 健康福祉部長 | 杉浦護君 |
| 参事 | 中山豊君 | 環境経済部長 | 鳥居元治君 |
| 建設部長 | 鈴木富雄君 | 会計管理者 | 鈴木政巳君 |
| 総務部次長兼
総務課長 | 大竹広行君 | 監査委員事務部局
事務局長 | 長谷寿美夫君 |
| 教育長 | 内田浩君 | 教育部長 | 伊藤光幸君 |
| 教育部次長兼
学校教育課長 | 春日井輝彦君 | 消防長 | 近藤弘君 |

消防次長兼 黒野英男君
予防防災課長

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第4回幸田町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。議員各位には、公私とも御多忙のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。

師走に入り、本年も残すところあとわずかとなり、何かと気ぜわしい時期となりました。不況続きで、日本の行く末が心配される中、追い打ちをかけるように東日本大震災が発生しました。被災地では、いまだに復興計画も定まっていないと聞きます。被災された方々には、一刻も早い復興を願うばかりであります。

冬の気配とともに木枯らしが肌を突き刺すような日々が続くようになり、寒さも一層身にしみるようになりました。議員各位には、健康に十分御留意をいただきたいと思っております。

本定例会に提出された議案等は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを初め9件であります。慎重なる御審議と議会運営に格別なる御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここでお諮りをいたします。

本日、三河湾ネットワーク株式会社より議場内のテレビカメラによる撮影の申し出がありました。これを許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 異議なしと認めます。

よって、議場内のテレビカメラによる撮影を許可することに決定しました。

ここで、定例会招集に当たり、町長のあいさつを行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

肌寒さも身にしみるようになってまいりまして、師走に入り何かと気ぜわしい昨今でございます。

本日、ここに平成23年第4回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には公私とも大変お忙しい中、しかも早朝より出席をいただき、ありがとうございました。

平素は、議員各位におかれましては、町政発展、住民福祉の向上のため御尽力をいただいております。また行政運営の面においても御指導・御高配を賜っており、改めて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案させていただきます議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を

求めることについての人事案件1件、字の区域の設定及び変更についてを初めとする単行議案7件、平成23年度幸田町一般会計補正予算1件、合わせて9件でございます。

また、一般質問につきましては、11名の議員の皆様方から御通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政推進上、時宜を得た重要な質問ばかりでございますので、真摯に受けとめ、誠意を持って対応させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

ここで、2点ほど報告をさせていただきます。

1点目は、12月3日に愛知万博メモリアル第6回愛知県市町村対抗駅伝競走大会が愛・地球博記念公園で開催されました。幸田町も第1回目から参加をしており、今回も羽根渕監督を初め20人が参加をいたしました。町村の部においては3位となり、区間賞が2人、過去最高の順位と大健闘してくれました。心からその熱意に感謝を申し上げたいと思っております。

次に、2点目は、10月26日、アイリス愛知で開催されました愛知県町村会定期総会資料及び11月30日、NHKホールにおいて開催されました全国町村長大会の資料を本日にお手元に配付させていただきましたので、御高欄いただきたいようお願い申し上げます。

以上、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 伊澤伸一君 登壇〕

○総務部長（伊澤伸一君） 11月15日開催の防災対策特別委員協議会と11月22日開催の産業建設委員協議会において要求のございました資料を、本日、お手元に印刷配付いたしましたので、よろしくお願いいたします。

〔総務部長 伊澤伸一君 降壇〕

○議長（池田久男君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、平成23年第4回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時06分

○議長（池田久男君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時06分

○議長（池田久男君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を12番 内田 等君、13番 丸山千代子君の兩名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日12月5日から12月22日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月5日から12月22日までの18日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程表のとおりですから、御了承願います。

日程第3

○議長（池田久男君） 日程第3、諸報告を行います。

まず、例月出納検査2件、8月分、9月分及び定期監査2件並びに財政援助団体等監査1件であります。これは、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願及び陳情は、お手元に印刷配付のとおり、陳情1件であります。これは、会議規則第92条の規定により、陳情第5号は文教福祉委員会に付託いたします。

次に、去る11月16日開催の全国町村議会議長会「第55回町村議会議長全国大会」に出席いたしました。その内容の抜粋をお手元に印刷配付いたしましたので、その資料をもって報告にかえさせていただきます。

次に、常任委員会の閉会中の活動状況は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（池田久男君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

今回、中村潤翁委員及び杉浦真里委員が平成24年3月31日をもって任期満了となりますので、鈴木正親氏及び杉浦真里氏の両氏を推薦するものでございます。

鈴木正親氏は、幸田町大字久保田字上ノ山11番地4、昭和21年8月25日生まれ、65歳でございます。

鈴木氏につきましては、県教育委員会高等学校教育課主導主事や県立半田農業高等学校校長、県立安城農林高等学校校長を歴任されるなど、教育関係にも精通し、現在は久保田区長を務めておられます。人格も高潔で人柄もよく、委員として活躍されるものと期待をし、推薦するものでございます。

続きまして、杉浦真里氏につきましては、幸田町大字野場字南野20番地21番地合併地、昭和35年5月28日生まれ、51歳でございます。

杉浦氏は、引き続きの推薦であります。愛知県人権擁護委員連合会においても男女共同参画委員として精力的に活動され、何事にも積極的に取り組まれており、人格も高潔で人柄もよく、引き続き委員としてお願いするものでございます。

議案関係資料につきましては、1ページから5ページでございます。御参照いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明をさせていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いをいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限にかんがみ、簡明なる答弁をお願いします。

諮問第1号議案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、諮問第1号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております1件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

諮問第1号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案どおり
答申するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、諮問第1号議案は、原案どおり答申されました。

日程第5

○議長（池田久男君） 日程第5、第49号議案から第56号議案までの8件を一括議題と
いたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、単行議案第49号議案から第56号議案までの提案理
由の説明をさせていただきます。

まず、第49号議案につきまして説明をいたします。

議案書3ページをお開きいただきたいと思います。

第49号議案 字の区域の設定及び変更についてでございます。

提案理由といたしましては、団体営農村総合整備モデル事業市場地区の施行に伴う
ものであります。

概要につきましては、市場地区の換地処分公告があった日の翌日から、字の区域の
設定及び変更をするものであり、6ページの区域を7ページのようにそれぞれ設定・変
更するものでございます。

議案関係資料は6ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、9ページでございます。

第50号議案でございますけれども、幸田町議会の議員その他の非常勤の職員の公務
災害補償等に関する条例及び幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてで
ございます。

提案理由といたしましては、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、
障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係
法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるからでございます。

10ページをお願いいたします。

改正の内容につきましては、提案理由で申し上げた法律において、障害者自立支援法の一部が改正されました。幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2と幸田町消防団員等公務災害補償条例第9条の2において、引用している障害者自立支援法の条項がずれましたので、それに合わせるものであります。したがって、内容は一切変わるものではございません。

施行につきましては、公布の日から施行となりますが、第2条及び第4条の規定につきましては、平成24年4月1日からの施行となります。

また、第1条の規定による改正後の条例及び第3条の規定による改正後の条例につきましては、平成23年10月1日からの適用となります。

議案関係資料につきましては、7ページから11ページでありますので、御参照をいただきたいと思います。

次に、第51号議案であります。議案書11ページをお願いいたします。

第51号議案 幸田町証紙条例の一部改正についてであります。

提案理由といたしましては、住民サービスの向上及び行政事務の効率化を図ることに伴い、必要があるからであります。

12ページをお願いいたします。

改正の概要につきましては、証紙による徴収を住民課戸籍に係る手数料を除き廃止するものであります。

施行期日につきましては、平成24年4月1日からでございます。

議案関係資料につきましては、12ページと13ページでございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、第52号議案でございます。13ページをお願いいたします。

第52号議案 幸田町暴力団排除条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、健全な社会活動の発展と安全で安心な地域社会の実現を図る上で、必要があるからでございます。

14ページをごらんいただきたいと思います。

愛知県暴力団排除条例の施行に伴い、県条例では適用されない規定を町条例に規定するもので、制定の内容につきましては、暴力団への非協力・非交際等を規定し、暴力団の排除を推進することを基本理念とし、町の責務、町民等の責務を定め、暴力団の利益になると認められる場合は、公共工事等への入札参加制限や町の事務及び事業からの排除、公の施設の利用において許可をしないこと、利用の許可後でも許可の取り消し、または利用の中止を命ずることができると規定しております。

また、町は町民等に暴力団排除の重要性について、広報及び啓発を行うと規定しております。

施行期日につきましては、平成24年4月1日から施行するものでございます。

議案関係資料につきましては、14ページでございます。御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、第53号議案、議案書の17ページでございます。

第53号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございます。
提案理由といたしましては、平成24年1月4日に愛知郡長久手町を長久手市とすることに伴い、必要があるからでございます。

18ページをごらんください。

変更の概要につきましては、別表第2の4の項中「東郷町、長久手町」を「長久手市、東郷町」に改めるものであります。

施行期日につきましては、平成24年1月4日からでございます。

議案関係資料につきましては、15ページ、16ページでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、第54号議案でございます。議案書19ページをお願いいたします。

第54号議案 幸田町公共駐車場条例の一部改正についてであります。

提案理由といたしましては、相見駅駐車場開設及び幸田駅西第1駐車場改修に伴い、必要があるからでございます。

20ページをお願いいたします。

改正の概要につきましては、

第8条におきまして、自動精算機を利用できる定期駐車券の保証金を新設し、保証金の額を1,000円とするものであります。

次に、別表第1におきまして、相見駅駐車場を追加するものであります。

次に、別表第3におきまして、駐車場区分幸田駅西第1駐車場、幸田駅南駐車場のうち幸田駅西第1駐車場を幸田駅西第1駐車場及び相見駅駐車場としまして、使用料のうち1日を6時間以上24時間未満に、半日6時間未満に、1日利用回数駐車券5,000円及び半日利用回数券3,000円をプリペイドカード5,000円で5,500円分利用とするものであります。

その他、字句の整理及び規定順序の入れかえをするものであります。

施行期日につきましては、平成24年4月1日からでございます。

議案関係資料は、17ページから21ページでありますので、御参照をお願いいたします。

次に、第55号議案、議案書23ページをお願いいたします。

第55号議案 財産の取得についてでございます。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、高度情報化（グループウェア用）のパソコンの取得に伴い、必要があるからでございます。

24ページをお願いいたします。

物品の概要は、職員用のパソコンの更新270台でありまして、納品場所は、菱池宇元林地内であります。

契約金額は、4,305万円でございます。

契約の方法は、8社による指名競争入札、10月25日に実施し、契約予定者は、名古屋市西区名駅二丁目27番8号、トーテックアメニティ株式会社 代表取締役社長

坂井幸治であります。

議案関係資料につきましては、22ページから26ページでございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、補正予算関係について説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係について、ごらんをいただきたいと存じます。

第56号議案 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補正予算書1ページをお開きいただきたいと思えます。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ4,576万9,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ155億4,614万6,000円とするものでございます。

それでは、主な内容を説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、補正予算説明書8ページをごらんいただきたいと思えます。

33款の地方特例交付金につきましては、交付額の決定により、子ども手当及び児童手当地方特例交付金を追加し、減収補てん特例交付金を減額するものでございます。

次に、35款でありますけれども、地方交付税につきましては、交付額の決定により特別交付税交付金を追加するものであります。

55款国庫支出金につきましては、自立支援介護給付費負担金を追加し、60款におきましては、県支出金につきましても、自立支援介護給付費負担金と介護予防地域支え合い事業補助金を追加いたしました。

70款寄附金につきましては、社会教育事業指定寄附金を追加いたしました。

75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金の減額で全体の調整をいたしております。

続きまして、歳出でございます。

補正予算書の12ページから21ページをお願いいたします。

まず、各款にわたりまして人件費の補正をお願いしておりますが、内容といたしましては、人事異動等に行うものでございます。それが主たるものとなっております。

それでは、12ページをごらんいただきたいと思えます。

20款の民生費では、障害者福祉事業で介護給付費、訓練費等給付費などの扶助費を追加し、介護予防生活支援事業では、地域における高齢者等に関する情報整備のため、要援護者マップシステム導入費を新規計上するものであります。

16ページをお願いいたします。

次に、45款土木費でございます。道路維持修繕事業で、相見駅開業に伴うバス停留所開設整備等の工事費を新規計上するものでございます。

18ページをお願いいたします。

50款消防費では、消防団運営事業で東日本大震災の影響による消防団員等公務災害補償等共済基金負担金を追加するものであります。

次は、20ページをお願いいたします。

55款の教育費では、給食センター運営事業で北部中学校のクラス数増加に対応する

ために、食器搬送コンテナ及び消毒保管庫増設工事費を新規計上するものであります。

以上が、平成23年度幸田町一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、御可決・承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） 提案理由の説明は終わりました。

質疑をされる方は、本日午後5時までに議案質疑通告書を事務局まで提出をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、12月7日水曜日午前9時から開きますので、よろしくお願いをいたします。

ここで、連絡事項1点を申し上げます。

議会広報特別委員会を、本日9時45分から第1委員会室にて開催します。委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。

これにて、散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時29分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成23年12月5日

議 長 池 田 久 男

議 員 内 田 等

議 員 丸 山 千代子